# 12月4日から10日は「人権週間」

**みんなで築こう人権の世紀～考えよう相手の気持ち　育てよう思いやりの心～**

毎年12月4日からの一週間を「人権週間」として、人権尊重思想の普及高揚を呼びかけています。一人ひとりが、お互いの人権を尊重し合い、思いやりの心を大切にし、明るく住みよい社会をつくりましょう。

**問合せ**　総務課総務係㊥332

## 女性の人権を守ろう

家庭や職場で男女差別や配偶者などからの暴力、セクシュアル・ハラスメントなどの人権問題が発生しています。女性と男性が対等の立場で協力し合えるような環境を作ることが必要です。

## 子どもの人権を守ろう

いじめや体罰、児童虐待、児童買春などの人権問題が発生しています。子どもも一人の人間として最大限に尊重することが大切です。

## インターネットを悪用した人権侵害をやめよう

インターネットの普及で、個人の名誉を毀損したり、差別を助長する表現を掲載したりするなど、その匿名性、情報発信の容易さを悪用した人権問題が発生しています。個人の名誉をはじめとする人権に関する正しい理解を深めていくことが必要です。

## 高齢の方を大切にする心を育てよう

高齢の方に対する就職差別や介護者などによる身体的・心理的虐待などが発生しています。高齢の方がいきいきと暮らせる社会を作ることが大切です。

## 障害のある方の自立と社会参加を進めよう

障害のある方が車椅子での乗車を拒否されたり、アパートなどへの入居を拒否されたりするなどの問題が発生しています。障害のある方が、障害のない方と対等に暮らすことのできる社会を作ることが大切です。

## 犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう

犯罪被害者とその家族が、興味本位のうわさや心ない中傷などで名誉を傷つけられたり、私生活の平穏を害されたりする人権問題が発生しています。

## 東日本大震災に起因する人権問題に取り組もう

福島第一原子力発電所の事故の影響で被災した方が差別されるなど、東日本大震災に起因する人権問題が発生しています。

一人ひとりが正しい知識と思いやりの心を持つとともに、新たな人権問題の発生を防止していくことが必要です。

## 人権週間関連事業

### 著名人からの人権メッセージパネル展

各界の著名人などから寄せられたメッセージを展示します。

**日　時**　12月1日㈯～10日㈪午前8時30分～午後5時
**会　場**　市役所1階ロビー
**問合せ**　総務課総務係㊥333

### トーク&コンサートと映画の集い

**日　時**　12月6日㈭午後1時30分～4時40分（午後1時開場）
**会　場**　昭島市民会館大ホール
**定　員**　1200人（先着順）
**入場料**　無料

**講演ライブ**

「心の握手～〝こんな自分〟と思わずに〝いまの自分〟にできること～」

□講演者…増田太郎さん（盲目のバイオリニスト）

**映画上映**

「その街のこども」（日本語字幕付）

※直接会場へお越しください。

**問合せ**　東京都総務局人権部☎03－5388－2588

## 人権に関する相談

### 夜間人権ホットライン

弁護士による法律相談を電話で受けます。個人の秘密は厳守します。

**日　時**　12月7日㈮午後5時～8時
☎03－5824－9486／☎03－5824－9487
**相談時間**　10分程度
**費　用**　無料
**問合せ**　（公財）東京都人権啓発センター
☎03－3871－0212／☎03－3876－5373

### 人権身の上相談

市では人権擁護委員による面談での相談を受けています。予約は不要です。

**相談日時**　毎月第3木曜日午後1時30分～4時30分
**会　場**　市役所1階市民相談室
**問合せ**　広報広聴課市民相談係㊥199

# オール東京滞納STOP強化月間

東京都と連携して滞納処分を強化します

12月は「オール東京滞納STOP強化月間」です。安定した税収の確保と納税義務の公平性確保を目的とし、催告による納税の推進、差押え、捜索などの滞納処分の強化を図ります。

市では滞納者から「滞納処分」で差し押さえた財産（給与・不動産・預貯金など）は、直接取立てを行うほか、インターネットオークションや不動産公売などで得た売却代金を市税などへ充てています。

これは納期限内に納付している納税者との公平性を保つために、強制的に行う滞納処分として行うものです。

**滞納処分に至るまで**

納期限 ← 納税 ← 完納

未納（滞納） ← 延滞金の加算 ← 督促状（納期限後20日以内に発送） ← 滞納処分（財産の差押え）…（督促状を発送した日から10日を経過した日までに完納しない場合）

▲捜索の様子

**納付が困難な場合はまず相談を**

失業などで「納付したくても納付できない」などのケースがあります。こうした場合は放置せず、納税課に相談してください。

**問合せ**　納税課納税担当㊥168

# TOKYO交通安全キャンペーン

**問合せ**　防災安全課交通・防犯係㊥216

東京都では、警視庁・市区町村をはじめとする関係機関および団体と連携し、年末期に多発する交通事故および渋滞を防止することを目的に、12月1日㈯から7日㈮までTOKYO交通安全キャンペーンを行います。

みんなで交通ルールを守り、「交通事故と渋滞のない東京」を目指しましょう。

重点は次の5つです。

## 重点1　子どもと高齢の方の交通事故防止

高齢の方（65歳以上）の交通事故死者数は、都内の交通事故死者数の約4割を占めています。

信号を守る、横断歩道を渡るなど、基本的な交通ルールを守りましょう。

## 重点2　自転車の安全利用の推進

自転車の信号無視、一時不停止などのルール違反による交通死亡事故が発生しています。

夕暮れ時には、早めにライトを点け、自転車が近づいていることを、ほかの車両や歩行者などに知らせましょう。

## 重点3　飲酒運転の根絶

都内の飲酒運転による交通死亡事故は、今年9月末ですでに152件発生しています。

二日酔いでも飲酒運転になります。「飲んだら乗らない・乗るなら飲まない」を絶対に守りましょう。

## 重点4　二輪車の交通事故防止

都内の二輪車の交通事故死者数は、全死者数に占める割合が約2割以上となり、都内の交通事故の特徴となっています。

速度超過、無理な追越し・割込みはやめましょう。

## 重点5　違法駐車対策の推進

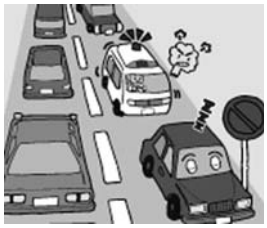

違法駐車は、交通渋滞の発生源となるばかりか、交通事故の原因にもなっています。年末は特に物流車両が増えるため、交通渋滞の発生が懸念されます。

短時間の駐車でも必ずパーキングメーターや駐車場を利用しましょう。